【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

（第十四条　削除）

（改正前）

　（公開買付けに関する意見の表示）

**第十四条**　公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員は、法第二十七条の六に規定する表示をしようとする場合には、重要な事項について虚偽があり又は誤解を生じさせることとなる広告又は文書を使用してはならない。

２　公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員は、法第二十七条の六の規定により表示の内容を記載した文書を大蔵大臣に提出する場合には、当該文書に、当該表示をしようとする意見について大蔵省令で定める参考となるべき事項を記載した書類を添附しなければならない。

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

　（公開買付けに関する意見の表示）

**第十四条**　公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員は、法第二十七条の六に規定する表示をしようとする場合には、重要な事項について虚偽があり又は誤解を生じさせることとなる広告又は文書を使用してはならない。

２　公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員は、法第二十七条の六の規定により表示の内容を記載した文書を大蔵大臣に提出する場合には、当該文書に、当該表示をしようとする意見について大蔵省令で定める参考となるべき事項を記載した書類を添附しなければならない。

（改正前）

（新設）